

(案)

令和7年度 広島県情報プラザ 建築設備定期点検業務契約書

委託者 公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「甲」という。）と、受託者（落札者）（以下「乙」という。）との間に、次のとおり本契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、本契約書及び別添仕様書に定める条件で建築基準法第12条及び関係法令等による建築設備定期点検業務（以下「業務」という。）を乙に委託する。

乙は、これを受託し、誠実に業務を履行しなければならない。

（履行期間）

第2条 履行期間は、契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

（業務の内容等）

第3条 業務の内容及び履行場所等は、別添仕様書のとおりとする。

（契約金額）

第4条 本契約の契約金額は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇,〇〇〇円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び同条の83の規定に基づき算出した額である。

（注意義務）

第5条 乙は、業務を実施するに当たっては甲に支障を与えないように常に善良なる管理者の注意を払って懇切かつ誠実に実施するものとする。

（経費区分及び供与）

第6条 業務に要する光熱水料は甲の負担とし、業務に使用する用具及び資材等は、特に定めのない限り乙の負担とする。また、従業員控室、器材置場等については、極力甲が乙に供与すべく努力をするものとする。

（従業員）

第7条 乙は、業務に従事させる従業員に対する使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他従業員に対する法令上の責任を全て負い、責任をもって管理する。

2 乙は、業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務履行に努めるものとする。

(過失責任)

第8条 乙は、乙の従業員の故意若しくは過失により甲の施設機器等を破損、汚損、紛失等をさせ、又は甲に属する職員若しくは第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員が業務遂行中に被った損害につき、これを保障するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(検査及び確認)

第9条 甲は、甲が別に指定した者をして随時検査を行い、業務が完了したときは、乙はその者の確認を受けるものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、業務のやり直しを命ぜられたときは、速やかにその業務のやり直しを行い、再確認を受けなければならない。

3 本件業務完了後において、報告内容に虚偽等が判明した場合、その後において乙は、本件業務に係る参加資格の取消しを受けてもやむを得ないこととする。

(代金の請求等)

第10条 乙は、業務が完了し、前条の確認を受けたときは、履行部分に当たる金額を甲に請求するものとする。

2 甲が適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

3 前項の請求書の内容が不備又は不当なため、甲がその理由を明示して、これを乙に返付し是正を求めたときは、返付した日から是正された請求書を甲が受理した日までの期間は、前項の期間に算入しないものとする。

(支払遅延)

第11条 甲は、甲の責めに帰する事由により、前条第3項の約定期間内に代金を支払わないときは、乙に対し、未払金額につき、「民法第404条（法定利率）に定める率の割合による遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(危険負担)

第12条 乙は、当事者双方の責めに帰することのできない事由により、業務を履行することができなくなったときは、反対給付を受ける権利を有しない。

2 乙は、甲の責めに帰する事由により、業務を履行することができなくなったときは、反

対給付を受ける権利を失わない。ただし、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく本契約を履行せず、又は履行する見込みがないとき。
- (2) 本契約に違反したとき。
- 2 前項第1号の事由により契約が解除されたときは、乙は年間契約予定額の100分の10の違約金を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項第2号に掲げる事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、甲の責めに帰する事由により、業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。
- 5 第1項及び前項の規定により契約を解除したときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(守秘義務)

第14条 乙又は乙の従業員は、本契約の履行に当たり知り得た甲の秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、本契約終了後においても効力を有する。

(権利譲渡等の制限)

第15条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が支出の決定を行った時点で生じるものとする。

(再委託)

第16条 本件業務は、再委託を認めないこととする。

(引継ぎの実施及び協力)

第17条 本業務の契約に関し、甲が本契約期間満了後に乙以外の者と契約を締結することとなった場合、乙は新たな受託者との間において引継ぎを実施しなければならない。この場合において、乙は甲の求めに応じ申し送り書等を提出し、円滑に引継ぎを進めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同条第7項若しくは第8項又は第9項の規定を適用したものに限り。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第13条第3項に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第22条 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)、受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。))及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第24条 甲は、第20条及び第21条の各号の一に該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合には、これを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には、支払を要しないものとする。
- 4 甲は、第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 乙は、甲が第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を

行うものとする。

(協議事項)

第26条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第27条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき又は甲と乙との間で紛争が生じたときは、広島地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする訴訟手続により解決するものとする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

委託者(甲)

広島県広島市中区千田町三丁目7番47号
公益財団法人ひろしま産業振興機構
代表理事副理事長 佐伯安史

①

受託者(乙)

(本店・主たる事務所)
(商号・名称)
(代表者資格氏名) ○○○○

①